

別冊

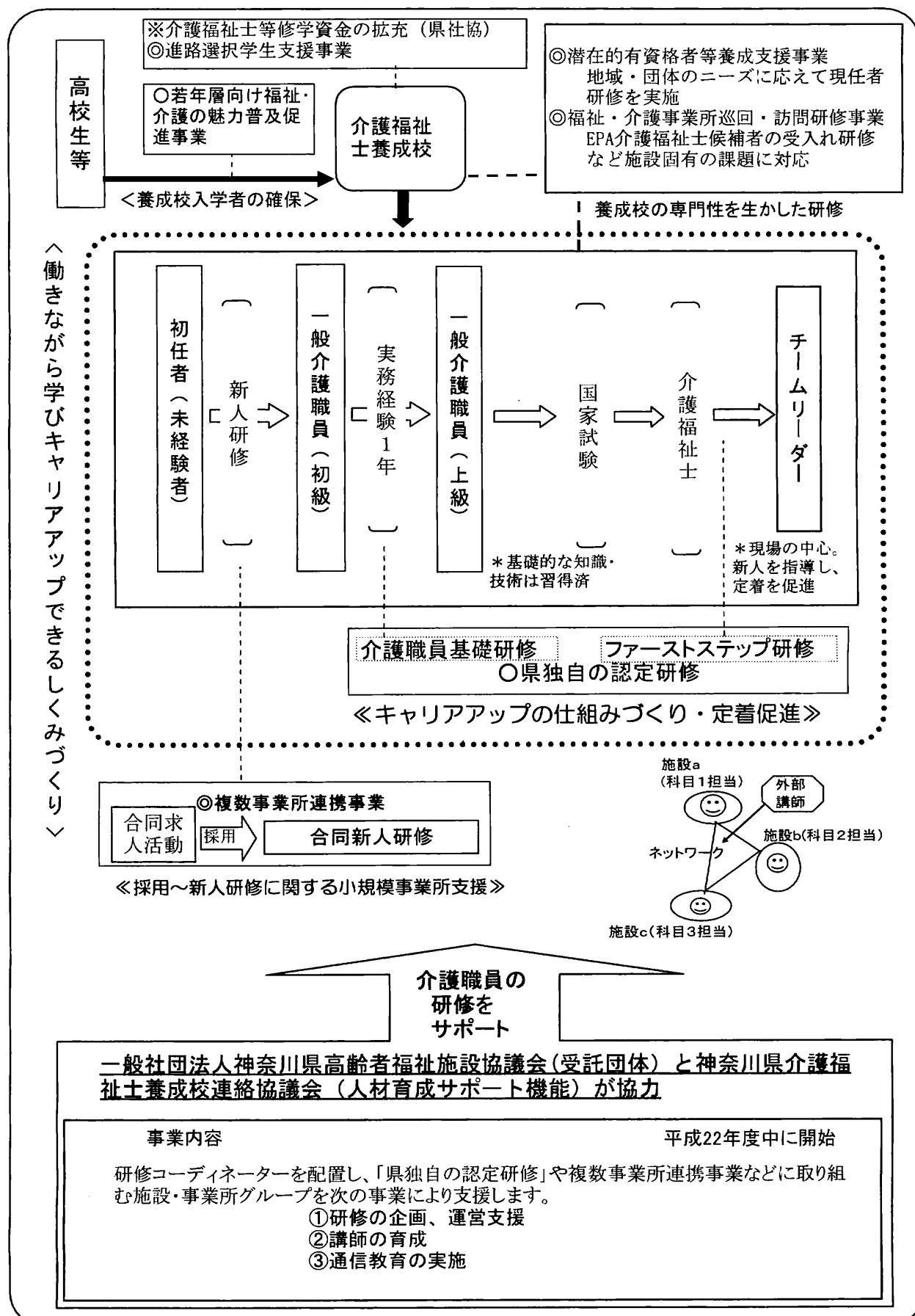
県における介護職員の認定研修等について

平成22年6月

神奈川県

○「介護人材の育成・定着を促進する新しいしくみづくり」(H22~)

神奈川県保健福祉局地域保健福祉部保健福祉人材課



介護職員のキャリアアップと定着を図る「神奈川県独自の認定研修」

神奈川県保健福祉部地域保健福祉課

認定研修の目的

超高齢社会の到来が予測される中で、介護サービスの基盤である人材を育成し、安定的に確保していくことが、ますます重要になっていきますが、神奈川県では、介護関係職種の有効求人倍率が2・44倍（平成21年4月）と、緩和されてきているものの、依然として現場での人手不足感が強い状況にあります。

介護サービスにおける人材確保策としては、介護分野への就職促進策とともに、介護職員の定着を促し、離職率を下げる取組みが必要です。離職の原因には、処遇以外に、介護職員が意欲を持ち、やりがいを感じて働き続けるための、将来展望が持てるような能力開発やモチベーションを維持するしくみが整っていないという問題があります。これを解決するため、神奈川県

では、介護職員のキャリアアップのしくみをつくることを目的に、県の総合計画である「神奈川力構想・実施計画（2007～2010）」に位置づけ、平成19年度から「神奈川県独自の認定研修」に取り組んでいます。

基本的な考え方

平成19年度は、まず、施設・事業所、関係団体等からのヒアリングを行い、個々の福祉施設・事業所が独自に体系的に人材を育成していくことは難しいということ、介護現場の業務が多忙なことから、職員は施設から離れた外部の集合研修に参加しにくいということ、また、介護職員は外部との交流の機会が少なく、閉塞感を感じやすい、という現状を把握しました。これらの状況を踏まえ、認定研修のしくみは、①個々の施設・事業所が独自では実施することが難し

い、職員を「初任者→チームリーダー→リーダー」と段階的に育てる体系的な研修のしくみとし、②受講意欲を高めるために、修了した成果が全国的に認められる研修を、③受講しやすい環境を整え、経費を節減でき、レベルを確保できる神奈川県独自の方式（地域共同研修方式）で実施することを基本的な考え方方にしました。

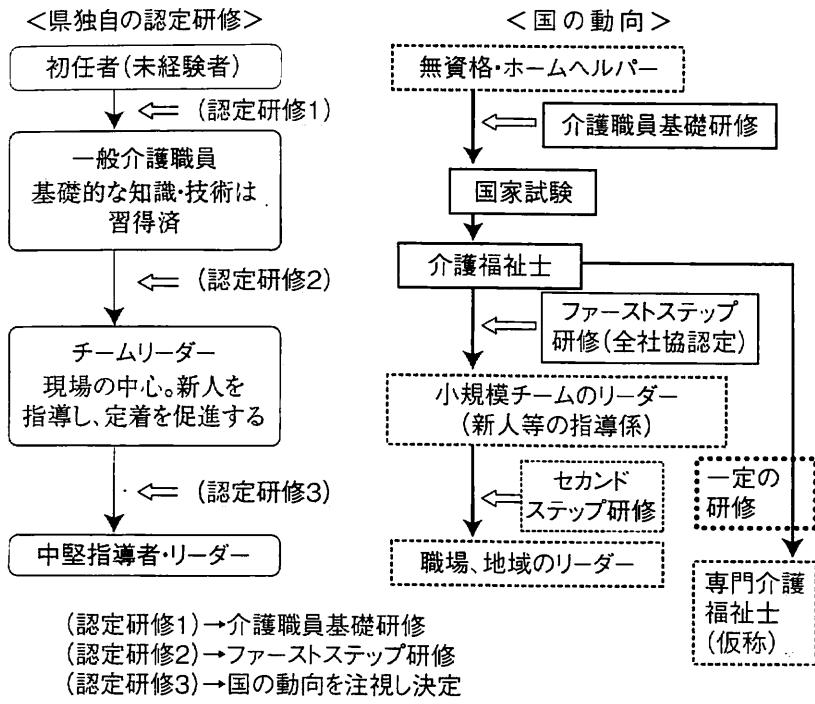
研修体系

認定研修のしくみは、修了した成果が全国的に認められている「介護職員基礎研修」と「ファーストステップ研修」から成り立っています（図表1）。

「介護職員基礎研修」は、介護職員の任用について、将来的には介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて平成18年度に制度化された、介護福祉士資格を持たない職員の専門性を高めるための60時間から500時間の研修です。訪問介護員養成研修2級課程より上位の研修として位置づけられており、認定研修では、新任の介護職員等のレベルアップを図り、介護サービスの質を高めるために、「介護職員基礎研修」を実施しています。

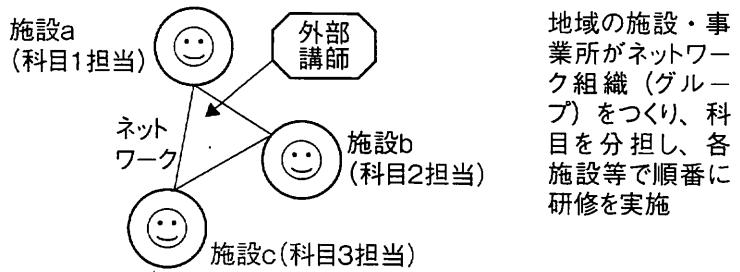
またファーストステップ研修は、全国社会福祉協議会が認定する研修で、介護福祉士の全国組織である日本介護福祉士会が、介護福祉士の生涯研修制度の体系に「中間管理職レベル・チームリーダー研修」として位置づけ、普及を図

図表1 キャリアパスに対応した研修システム



図表2 受講しやすく開かれた研修環境【地域共同研修方式】

- ・地域の施設を研修会場に活用→参加しやすい、経費節減
- ・講師の一部を施設・事業所の職員が対応→経費節減
- ・施設ネットワークによる実施→レベルを確保、職員の交流促進



受講者の参加意欲は高く、また、働いている勉強しています。

4地区の各グループは、それぞれの地区の特性を考慮して研修の開催日や時間帯、会場を設定し、講師を選び事務局体制を整えて認定研修を実施しています。なお、横浜地区の認定研修には、インドネシアとの経済連携協定（EPA）に基づき来日した介護福祉士候補者2人（当該認定研修の対象者に該当）も参加しており、日本人の介護職員と一緒に介護福祉士を目指して勉強しています。

つている200時間の研修です。認定研修では、介護現場で中心的な役割を担い、新人を指導し定着を促進するチームリーダーを養成するため、「ファーストステップ研修」を実施しています（リーダーを育成するための研修は、国による専門介護福祉士制度（仮称）の検討状況により今後設定）。

地域共同研修方式

神奈川県の認定研修の大きな特徴は、地域の近隣の施設・事業所がグループをつくり、研修科目を分担し、一部の科目については外部講師の活用もありますが、担当の施設・事業所の職員が講師を務めるなどして、それぞれの施設等を会場に、順番に研修を行う地域共同研修方式で実施することです。（図表2）

地域共同研修方式には、それぞれの施設・事業所の研修実施負担を軽減することができ、時

間数の多い研修に取り組むことができるることに加え、①地域の身近な場所で、②会場費や講師謝金などの経費を節減する方法で研修を実施することができます。また、③施設・事業所間での職員交流を進め、刺激しあうことで地域全体のレベルアップを図ることができます。

モデル事業の実施状況

県では、平成20年度から、認定研修の普及と体制整備を図るために、県内の2団体に委託して4地区でモデル事業を実施しています。図表3（次頁）に示すとおり介護職員基礎研修を3地区で、ファーストステップ研修を1地区で実施しています（地域共同研修方式で実施する「介護職員基礎研修」を「神奈川県版介護職員基礎研修」としています。「ファーストステップ研修」も同じ）。

図表3 平成20年度モデル事業の概要

(1) 神奈川県版介護職員基礎研修モデル事業

訪問介護員養成研修2級課程を修了し、介護の実務経験が1年以上ある介護職員を対象に介護職員基礎研修(150時間)のうち75時間分を3地区で実施

カリキュラム: ①生活支援の理念と介護における尊厳の理解

- ②認知症の理解
- ③介護におけるコミュニケーションと介護技術

ア. 横須賀地区(横須賀市)

・実施期間: 平成20年9月4日(木)~平成21年2月19日(木)

通学回数21回、木曜日 17:45~20:45・土曜日 9:30~16:30

・参加状況: 14施設・事業所 15人

イ. 県央地区(大和市・海老名市・座間市・綾瀬市)

・実施期間: 平成20年9月26日(金)~平成21年3月20日(金)

通学回数25回、毎週金曜日 18:00~21:00

・参加状況: 16施設・事業所 19人

ウ. 横浜地区(港北区・緑区・青葉区・都筑区)

・実施期間: 平成20年10月30日(木)~平成21年3月30日(月)

通学回数13回、月2回 平日 9:30~16:30

・参加状況: 6施設 9人

(2) 神奈川県版ファーストステップ研修モデル事業

介護福祉士資格取得後2年程度の実務経験のある介護職員を対象にファーストステップ研修(200時間)のうち72時間分を1地区で実施

カリキュラム: ①利用者の全人性、尊厳の実践的理と展開

- ②介護職の倫理の実践的理と展開
- ③コミュニケーション技術の応用的な展開
- ④ケア場面での気づきと助言

○横須賀三浦・湘南地区(鎌倉市・逗子市・三浦市・葉山町・横須賀市及び藤沢市の一部)

・実施期間: 平成20年9月12日(金)~平成21年1月16日(金)

通学回数5回、月1回 平日 9:30~16:30、レポート提出10回

・参加状況: 20施設 25人

施設・事業所のバックアップもあり、研修開始前は多忙な業務の中での欠席・遅刻を心配していましたが、受講生は働くことと学ぶことを両立し、非常に熱心な研修が続いています。

今後の課題

県では、平成21年度は地区を広げて実施し、

22年度からの本格実施を目指して認定研修の普及に取組みますが、モデル事業を実施していく中で、次に示すような課題が明らかになってきました。

①研修実施には、研修ノウハウや内部講師の蓄積が必要であり、また、事務作業を含め研修企画・運営面での施設・事業所の負担が大きいこ

とから、認定研修を実施できる施設・事業所グループは限定される。

②内部講師は、講師経験により職員の成長が期待できるなどメリットが大きいものの、研修の水準を維持するためには経験の浅い講師をサポートし育成していく必要があり、その体制を整えることが難しい。

①、②以外に通信教育の導入についての検討などの課題がありますが、平成25年1月の介護福祉士国家試験から、実務経験ルートでは、3年



平成21年6月22日に開かれた特養「鎌倉清和由比」でのファーストステップ研修の様子。福島廣子氏(特養「ふれあいの泉」総合施設長)によると、「これまでの研修を行った」と述べています。

取り組んでまいります。

課題を解決し認定研修の実務経験が、ますます重要になります。そこで、県としては認定研修の実務経験が、ますます重要な課題になります。ながら、普及

緊急雇用創出事業

研修計画対応介護補助員派遣事業(22年度上半期)追加募集案内

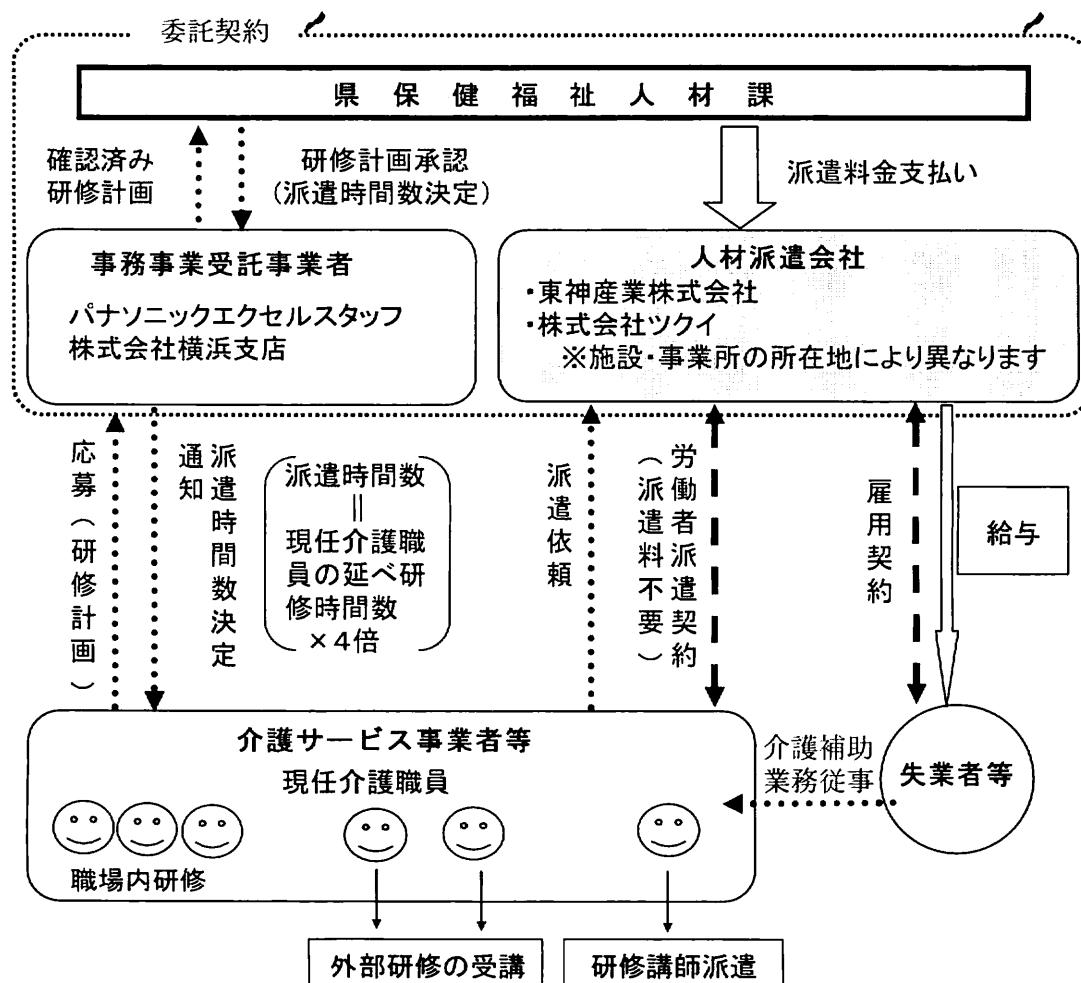
高齢者又は障害者向けの福祉・介護サービスを提供する施設・事業所が、介護職員を研修に参加させやすくなるように介護補助員を派遣します。

<事業のあらまし>

- ①人材派遣会社が、新たに介護現場で働く意欲のある失業者等を雇用して、施設・事業所に介護補助員として派遣します。
- ②平成22年5月17日(月)～9月30日(木)の間の現任介護職員の延べ研修時間数(予定)の4倍まで、県が派遣料金を負担します。
- ③施設・事業所は、派遣期間終了後、派遣職員を直接雇用することができます(紹介手数料不要)。

この事業は、介護職員の研修受講機会を確保し、資質向上を図るとともに、地域における介護分野の雇用創出を図ることを目的として、「緊急雇用創出事業臨時特例基金」を活用して実施するものです。

募集締切:平成22年6月30日(水)



※「緊急雇用創出事業臨時特例基金」は、臨時的な雇用機会の創出並びに求職者の再就職の促進及びその生活の安定を目的とした事業を実施するための基金です。